

東峰村応援団員マッチング事業実施要領

令和5年2月1日

告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、高齢化と人口減少により伝統行事の継続や観光・交流プログラムの実施、集落環境の維持・保全等が困難になりつつある本村において、東峰村応援団設置要綱（令和3年東峰村告示第19号）に基づき設置した東峰村応援団の応援団員（以下「応援団員」という。）をボランティア活動に誘導し、村内の団体等から要請のあった各種共同活動の支援を行うとともに、これらの活動を通じて応援団員と地域との交流・連携を推進し、本村の振興・発展を図ることを目的として実施する。本要領は、東峰村応援団員マッチング事業（以下「マッチング事業」という。）について必要な事項を定める。

(支援の対象となる団体)

第2条 マッチング事業における支援の対象となる団体（以下「支援対象団体」という。）は次の各号のすべてを満たし、村長が支援を行うべきと認めた団体とし、個人による活動は対象外とする。

- (1) 法人又は村民が主体となって組織する団体等(自治会、集落、ボランティア団体、商工会、イベント実行委員会、各種協議会など。以下「団体等」という。)で、村内で過去に3年以上の活動実績があること。
- (2) 村内に住所を有する団体等であること。
- (3) 団体等の運営のための規約を有し、代表者が明らかであること。
- (4) 団体等の構成員の過半数が村内に住所を有する者であること。
- (5) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする団体等ではないこと。
- (6) 東峰村暴力団排除条例（平成22年東峰村条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと。
- (7) その他、法令又は公序良俗に反する恐れがあるなど、村長が適当でないと認める団体等ではないこと。

2 前項のほか、前条に規定する目的に沿うものとして村長が認める団体等。

(支援の対象となる活動)

第3条 マッチング事業における支援の対象となる活動（以下「支援対象活動」という。）は、第4条第2項の規定により登録された支援対象団体（以下「登録団体」という。）から要請のあった、次の各号のいずれかに該当する共同活動であって、団体等だけでは実施が困難であると村長が認めたものとする。

- (1) 観光・交流プログラムの運営
- (2) 地域行事の運営

- (3) 伝統芸能の実施
 - (4) 農作業（個人の活動によるものは除く）
 - (5) 道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
 - (6) 植栽・下草刈り等の森林保全活動
 - (7) その他村の振興・発展を図るうえで必要な活動
- （団体登録）

第4条 第2条に規定する要件を満たし、マッチング事業による支援を受けようとする団体等の代表者は、東峰村応援団員マッチング事業支援対象団体登録申請書（様式第1号）及び東峰村応援団員マッチング事業に関する誓約書（様式第2号）を事前に村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による支援対象団体の申請を受けたときは、これを審査し、審査結果を東峰村応援団員マッチング事業支援対象団体登録決定通知書（様式第3号）又は東峰村応援団員マッチング事業支援対象団体登録不可通知書（様式第4号）によって通知する。

（団体登録内容の変更）

第5条 登録団体は、第4条第1項に規定する申請内容に変更があったときは、東峰村応援団員マッチング事業支援対象団体登録内容変更申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（団体登録の抹消）

第6条 村長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは団体登録を抹消するものとする。

- (1) 当該登録団体が解散したとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録内容の変更申請をしなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により団体登録を受けたとき。
- (5) その他村長が登録団体として適当でないとするとき。

2 村長は、前項の規定により団体登録を抹消した場合は、速やかに東峰村応援団員マッチング事業支援対象団体登録抹消通知書（様式第6号）により、当該登録団体の代表者に通知するものとする。

（活動申請）

第7条 登録団体の代表者は、第3条に規定する活動を行うため応援団員による支援を希望するときは、活動実施日の35日前までに、東峰村応援団員マッチング事業支援対象活動認定申請書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による支援対象活動の認定申請を受けたときは、これを審査し、審査結果を東峰村応援団員マッチング事業支援対象活動認定通知書（様式第8号）又は東峰村応援団員マッチング事業支援対象活動不認可通知書（様式第9号）によって通知す

る。

- 3 村長は、前項の規定によって支援対象活動の認定を行ったときは、速やかに応援団員に対して当該活動についての情報提供を行う。

(支援対象活動参加者の決定)

第 8 条 前条第 3 項の規定により情報提供された応援団員であって、支援対象活動への参加を希望する者は、活動実施日の 14 日前までに当該活動を実施する登録団体（以下「活動実施団体」という。）に必要事項（①名前、②ふりがな、③年齢、④電話番号、⑤メールアドレス）を電話もしくは電子メールにて連絡するものとする。

- 2 前項の規定により支援対象活動への参加の連絡を受けた活動実施団体の代表者は、連絡のあった応援団員の中から、支援対象活動への参加者を決定し、活動実施日の 7 日前までに、連絡のあった応援団員全員に対して参加の可否及び活動概要等を電話もしくは電子メールにて連絡しなければならない。

(活動経費等の負担)

第 9 条 マッチング事業での支援活動は無償ボランティアとする（日当、交通費は支給しない）

- 2 支援活動に必要な服装及び作業用具等は、原則として参加する応援団員が自ら用意するものとする。ただし、活動実施団体が容易することを妨げるものではない。

(実績報告)

第 10 条 活動実施団体の代表者は、支援活動終了の日から 20 日以内に、実績報告書（様式第 10 号）を村長に提出しなければならない。

(留意事項)

第 11 条 支援活動は、活動実施団体の責任において実施するものであって、村は一切の責任を負わないものとする。

- 2 支援活動の実施にあたっては、活動実施団体はその担当者を必ず立ち合わせるなど応援団員の安全の確保に最大限努めるとともに、活動中の事故に備えて損害賠償保険等に加入しなければならない。

- 3 活動実施団体は、支援活動の内容等の必要事項について、応援団員に説明し、十分理解を得なければならない。

- 4 活動実施団体の構成員（代表者を含む）は、支援活動の安全で円滑な運営に努めるとともに、参加した応援団員へインセンティブ（貴重な経験や食事等）を提供し、応援団員との交流の促進に努めるものとする。

- 5 活動実施団体は、マッチング事業によって取得した応援団員の個人情報を適切に管理し、本事業以外の目的には使用できず、また第三者に流出させてはならない。

(その他)

第 12 条 前条までの規定のほか、マッチング事業に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象団体登録申請書

年 月 日

東峰村長 様

(申請団体)

団体名

代表者氏名

㊟

本団体が行う各種共同活動に対して、東峰村応援団設置要綱に基づき設置した東峰村応援団の応援団員からの支援を受けるため、東峰村応援団員マッチング事業実施要領第 4 条第 1 項の規定により、支援活動の対象団体として登録いたしたく申請します。

団体名 (人数)	(人)		
代表者氏名		電話番号	
団体所在地			
団体設立月日	年 月 日		
活動内容			
添付書類	会員名簿 (会員の氏名、住所がわかるもの)		
	団体規約		
	活動の状況がわかる書類		
	東峰村応援団員マッチング事業に関する誓約書 (様式第 2 号)		

様式第2号（第4条関係）

東峰村応援団員マッチング事業に関する誓約書

年 月 日

東峰村長 様

本団体は、東峰村応援団員マッチング事業の趣旨に賛同し、実施要領を遵守するとともに、活動中に生じた事故による法律上の損害賠償及び身体に被る傷害を対象とする保険に加入し、応援団員と友好的に各種共同活動を行います。当事業に関して問題が生じた場合は、本団体と該当する応援団員との間で解決すること、また、団体登録にあたり、本団体は東峰村暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないことを誓約いたします。

また、本団体の活動が実施要領に反することを理由として、団体登録を取り消された場合には一切の異論を申し述べないことを誓約します。

(申請団体)

団体名

代表者氏名

⑩

様式第3号（第4条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象団体登録決定通知書

年 月 日

（申請団体）

団体名

代表者氏名

東峰村長

年 月 日付で申請のあった団体登録申請については、東峰村応援団員マッチング事業実施要領第4条第2項の規定により、下記のとおり支援活動の対象団体とすることを決定したので通知します。

団体名 _____

登録番号 _____

様式第 4 号（第 4 条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象団体登録不可通知書

年 月 日

（申請団体）

団体名

代表者氏名

東峰村長

令和 年 月 日付で申請のあった団体登録申請については、東峰村応援団員マッチング事業実施要領第 4 条第 2 項の規定により、下記の理由により登録不可としたので通知します。

記

- 1 登録不可とした理由

様式第 5 号 (第 5 条関係)

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象団体登録内容変更申請書

年 月 日

東峰村長 様

(申請団体)

団体名

代表者氏名

㊟

下記のとおり登録事項を変更しましたので、東峰村応援団員マッチング事業実施要領第 5 条の規定により、登録内容を変更いたしたく申請します。

記

【変更の項目及び内容】

変更前	変更後

* 添付資料：登録変更に係る資料

様式第 6 号（第 6 条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象団体登録抹消通知書

年 月 日

（申請団体）

団体名

代表者氏名

東峰村長

東峰村応援団員マッチング事業実施要領第 6 条の規定により、下記のとおり団体の登録を抹消したので通知します。

記

1 登録抹消の年月日

2 登録抹消の理由

様式第7号（第7条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象活動認定申請書

年 月 日

東峰村長 様

団体登録番号			
登録団体名 (人数)	(人)		
活動実施日	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
募集人員	名	駐車場の 有無	有・無
活動の概要			
活動場所	集合場所： 活動場所： * 写真を電子データで提供ください。ホームページに掲載します。		
具体的な 活動内容	・ ・ ・ ・		
作業用具の 準備等 (服装等含む)	作業用具等の有無： 団体等で準備 ・ 応援団員が準備 昼食等の有無： 団体等で準備 ・ 応援団員が準備		
	【準備が必要な服装・作業用具】		
応援団員への 留意事項	・ ・		
連絡先	対象団体代表者氏名： ㊟ 担当者氏名： 担当者電話番号： メールアドレス： * この連絡先は、支援活動参加希望者に通知します。		

様式第 8 号（第 7 条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象活動認定通知書

年 月 日

（申請団体）

団体名

代表者氏名

東峰村長

年 月 日付で申請のあった支援対象活動認定申請については、東峰村応援団員マッチング事業実施要領第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり支援対象活動として認定したので通知します。

記

1 登録団体名

2 支援対象活動の内容

3 支援対象活動実施に当たっての留意事項

- ・ 支援活動は、活動実施団体の責任において実施するものであって、村は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 支援活動の実施にあたっては、活動実施団体はその担当者を必ず立ち合わせるなど応援団員の安全の確保に最大限努めるとともに、活動中の事故に備えて損害賠償保険等に加入しなければならない。
- ・ 活動実施団体は、支援活動の内容等の必要事項について、応援団員に説明し、十分理解を得なければならない。
- ・ 活動実施団体の構成員（代表者を含む）は、支援活動の安全で円滑な運営に努めるとともに、参加した応援団員へインセンティブ（貴重な経験や食事等）を提供し、応援団員との交流の促進に努めるものとする。
- ・ 活動実施団体は、マッチング事業によって取得した応援団員の個人情報を適切に管理し、本事業以外の目的には使用できず、また第三者に流出させてはならない。

様式第9号（第7条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
支援対象活動不認定通知書

年 月 日

（申請団体）

団体名

代表者氏名

東峰村長

年 月 日付で申請のあった支援対象活動認定申請については、東峰村応援団員マッチング事業実施要領第7条第2項の規定により、下記の理由により支援対象活動として不認定することを決定したので通知します。

記

1 不認定とした理由

様式第 10 号（第 10 条関係）

東峰村応援団員マッチング事業
実績報告書

年 月 日

東峰村長 様

団体登録番号	
活動実施団体	
担当者	
活動実施日	
活動の概要	
参加した 応援団員数	人
備考 (課題等)	
添付書類	参加応援団員リスト（様式第 11 号）

* 写真（活動状況等がわかるもの）を電子データで提供ください。

ホームページ等に掲載することがあります。

様式第 11 号（第 10 条関係）

東峰村応援団員マッチング事業

参加応援団員リスト

No	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		